

7-1 通所リハビリテーション（病院又は介護老人保健施設）

通所リハビリテーション事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

申請者要件	病院又は介護老人保健施設の開設者			
人員基準	区分	職種・資格等	員数	
	従業者	・医師 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師又は介護職員	・専任の常勤医師が1人以上 ・単位ごとに提供時間帯を通じて専従で、利用者数が10人までは1人、10人を超える場合は利用者数を10で除した数以上 ・上記のうち専従の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者数100人又はその端数を増すごとに1人以上	
		・その他	・同時に、一体的に提供されるものを1単位とする。 ・従業者1人が1日に行うことができる単位は、2単位までとする。ただし、1時間から2時間までの通所リハビリテーションは0.5単位として扱う。	
通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションについて、指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、通所リハビリテーションの人員に関する基準を満たすことをもって、介護予防通所リハビリテーションの基準を満たしているものとみなすことができる。				
設備基準	・通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等		・面積が、利用定員×3㎡以上（介護老人保健施設の場合は、通所リハビリテーションの利用者用に確保された食堂の面積を加える。）	
	・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具			
	通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションについて、指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、通所リハビリテーションの設備に関する基準を満たすことをもって、介護予防通所リハビリテーションの基準を満たしているものとみなすことができる。			
運営基準	項目	国省令 (条文)	県条例 (条文)	県規則 (条文)
	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要介護認定等の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・居宅介護支援事業者等との連携 ・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅サービス計画等の変更の援助 ・サービスの提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・指定通所リハビリテーションの基本取扱方針 ・指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針 ・通所リハビリテーション計画の作成 ・利用者に関する市町村への通知 ・緊急時等の対応 ・管理者等の責務 	<ul style="list-style-type: none"> 8(準) 9(準) 10(準) 11(準) 12(準) 13(準) 64(準) 15(準) 16(準) 17(準) 19(準) 96(準) 21(準) 113 114 115 26(準) 27(準) 116 	<ul style="list-style-type: none"> 8(準) 9(準) 91(準) 126 127 128 15(準) 16(準) 129 	<ul style="list-style-type: none"> 4(準) 10(準) 11(準) 12(準) 13(準) 46(準) 15(準) 16(準) 17(準) 19(準) 62(準) 20(準)

・運営規程	117	130	84
・勤務体制の確保等	101(準)		66(準)
・定員の遵守	102(準)	96(準)	
・非常災害対策	103(準)	97(準)	
・衛生管理等	118	131	
・掲示	32(準)		23(準)
・秘密保持等	33(準)	21(準)	
・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	35(準)	22(準)	
・苦情処理	36(準)	23(準)	
・地域との連携	36の2(準)		25(準)
・事故発生時の対応	37(準)	24(準)	
・会計の区分	38(準)		26(準)
・記録の整備	118の2	132	85

7-2 通所リハビリテーション（診療所）

通所リハビリテーション事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

申請者要件		診療所の開設者		
人員基準	区分	職種・資格等	員数	
	従業者	・医師	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が同時に10人を超える場合は、専任の常勤医師が1人以上 ・利用者数が同時に10人以下の場合は専任の医師が1人以上、利用者数は専任の医師1人に対し1日48人以内 	
		・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師又は介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに提供時間帯を通じて利用者数が10人までは1人、10人を超える場合は利用者数を10で除した数以上 ・上記のうち理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は経験看護師が常勤換算方法で0.1人以上 (経験看護師：通所リハビリテーション〔これに類するサービス〕に1年以上従事した経験を有する看護師) 	
	・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・同時に、一体的に提供されるものを1単位とする。 ・従業者1人が1日に行うことができる単位は、2単位までとする。ただし、1時間から2時間までの通所リハビリテーションは0.5単位として扱う。 		
通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションについて、指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、通所リハビリテーションの人員に関する基準を満たすことをもって、介護予防通所リハビリテーションの基準を満たしているものとみなすことができる。				
設備基準	・通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等		<ul style="list-style-type: none"> ・面積が、利用定員×3㎡以上（介護老人保健施設の場合は、通所リハビリテーションの利用者用に確保された食堂の面積を加える。） 	
	・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具			
	通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションについて、指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、通所リハビリテーションの設備に関する基準を満たすことをもって、介護予防通所リハビリテーションの基準を満たしているものとみなすことができる。			
運営基準	項目	国省令 (条文)	県条例 (条文)	県規則 (条文)
	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要介護認定等の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・居宅介護支援事業者等との連携 ・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅サービス計画等の変更の援助 ・サービスの提供の記録 ・利用料等の受領 	<ul style="list-style-type: none"> 8(準) 9(準) 10(準) 11(準) 12(準) 13(準) 64(準) 15(準) 16(準) 17(準) 19(準) 96(準) 	<ul style="list-style-type: none"> 8(準) 9(準) 91(準) 	<ul style="list-style-type: none"> 4(準) 10(準) 11(準) 12(準) 13(準) 46(準) 15(準) 16(準) 17(準) 19(準) 62(準)

・保険給付の請求のための証明書の交付	21(準)		20(準)
・指定通所リハビリテーションの基本取扱方針	113	126	
・指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針	114	127	
・通所リハビリテーション計画の作成	115	128	
・利用者に関する市町村への通知	26(準)	15(準)	
・緊急時等の対応	27(準)	16(準)	
・管理者等の責務	116	129	
・運営規程	117	130	84
・勤務体制の確保等	101(準)		66(準)
・定員の遵守	102(準)	96(準)	
・非常災害対策	103(準)	97(準)	
・衛生管理等	118	131	
・掲示	32(準)		23(準)
・秘密保持等	33(準)	21(準)	
・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	35(準)	22(準)	
・苦情処理	36(準)	23(準)	
・地域との連携	36の2(準)		25(準)
・事故発生時の対応	37(準)	24(準)	
・会計の区分	38(準)		26(準)
・記録の整備	118の2	132	85